

令和 7 年度

産業廃棄物処分業務委託

委 託 設 計 書

三浦市役所 都市環境部 土木課


令和 07 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当初 )

設 計 書 番 号	年度 07	
事 業 所 名	三浦市	
(工事・業務)名	令和7年度 産業廃棄物処分業務委託	
(工事・業務)箇所	三浦市南下浦町金田地内	
(河川・路線・区域)名		
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分		
工 期		
設 計 金 額	( 円 ) 円	
設 計 概 要	産業廃棄物(土砂)処分 V=129m3	
(起工・変更)理由		

三浦市

令和 07 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当初 )

<支出科目>

款	7
項	2
目	2
目の細目	
節	12

<合併区分情報>

合併処理設定	しない
	区分 1
	区分 2
	区分 3
	区分 4
	区分 5
	区分 6
	区分 7
	区分 8
	区分 9

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 07 年度 積 算 諸 条 件 調 書 ( 当初 )

経費等情報	主たる工種	道路改良工事
	施工地域・工事場所区分	補正無し
	現場環境改善費計上区分	計上しない
	緊急工事による補正	補正しない
	前払金支出割合	補正しない
	契約保証の方法	補正なし
	間接工事費率補正（上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合）	
	共通仮設費率補正	0.00%
	現場管理費率補正	0.00%
	一般管理費率補正	0.00%
	間接労務費・工場管理費計上区分	計上しない
	土木工事標準積算基準書 適用年版	令和07年7月1日適用
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和8年1月1日基準
	週休割増補正区分	補正しない
	ICT施工補正区分	補正しない

積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考

(その他情報欄)

三浦市

本工事費内訳書 (上段:前回 下段:今回)

費目	工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費							
運搬処分業務				式			
			1				
運搬処分				式			
			1				
運搬処分工				式			第 0001 号 内訳書
			1				
直接工事費計				式			
			1				
共通仮設費計				式			
			1				
共通仮設費 (率分)				式			【千円止】
			1				
純工事費				式			
			1				
現場管理費				式			【千円止】
			1				
工事原価				式			
			1				
一般管理費等				式			
			1				
工事価格				式			【万円止】
			1				
消費税及び地方消費税相当額				式			10.00%
			1				

本工事費内訳書 (上段:前回 下段:今回)

第0001号 内訳書  
運搬処分工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 産業廃棄物（土砂）処分		1 式			第0001号下内
合 計					

第0001号 下位内訳書  
 AMA0010 産業廃棄物（土砂）処分

1 式 当り  
 適用年版 T0801

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 領	摘 要
(SJ0010) 分別作業 B H0.45m <sup>3</sup>		日			第0001号単価表
(CB210020) 積込(ル-ス')		m <sup>3</sup>			第0003号単価表
	129				
(CB210110) 土砂等運搬		m <sup>3</sup>			第0004号単価表
	129				
(TJ0010) 建設発生土処理料 確認処分、土質検査無		m <sup>3</sup>			
	129				
合 計					
	1	式			円／式

第0001号 単価表  
 SJ0010 分別作業  
 B H0.45m3

1 日 当り  
 適用年版 T0801  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0020) バックホウ運転		日			第0002号単価表
	1				
(R0102) 普通作業員		人			
	1				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計		日			整数止め切捨て 円/日
	1				

第0002号 単価表  
 SJ0020 バックホウ運転

1 日 当り  
 適用年版 T0801  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0114) 運転手(特殊)		人			
	1				
(Z006702002) 軽油		L			
	58				
(M000202028) バックホウ(クローラ) [標準] 排ガス型(第1次) 山積0.45m3		供用日	【損料】		
	1.64				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計		日			整数止め切捨て 円/日
	1				

第0003号 単価表 機労材構成比情報  
CB210020 積込(ル-ズ`)

1 m3 当り  
適用年版 T0801

名称／規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
バックホウ(クローラ) [標準] 排ガス型(第1次) 山積0.45m3	M000202028		【損料】		M000202028
運転手(特殊)	R0114				R0114
軽油	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1 m3	当たり		円／m3	
条件名称	入力値		条件値		
J01 土質	1		土砂		
J02 作業内容	3		平均施工幅1m以上2m未満		

第0004号 単価表 機労材構成比情報  
CB210110 土砂等運搬

1 m3 当り  
適用年版 T0801

名称／規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
ダンプトラック[オノロート・ディーゼル] 10t積級	MP03010050		【損料】		M000301005
運転手(一般)	R0115				R0115
軽油	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1 m3	当たり		円／m3	
条件名称	入力値		条件値		
J01 土砂等発生現場	1		標準		
J02 積込機種・規格	3		バックホー山積0.45m3(平積0.35m3)		
J03 土質	1		土砂(岩塊・玉石混り土含む)		
J04 DID区間の有無	2		有り		
J10 運搬距離(km)(DID区間有)	11		17.5km以下		

# 登録單価一覽表

總 量 集 計 表 (参考) [労務費 ]

総量集計表(参考) [資料単価] ]

総量集計表(参考) [仮設材単価等]

総 量 集 計 表 (参考) [機械器具損料 ]

施工パッケージ単価分  
総 量 集 計 表 (参考) [労務費]

施工パッケージ単価分  
総 量 集 計 表 (参考) [資材単価]

施工パッケージ単価分  
総 量 集 計 表 (参考) [機械器具損料 ]

## 施工パッケージ 料料集計表

単価コード	単価名称	標準単価	材料率(%)	数量	材料分金額	条件情報
CB210020	積込(ルース <sup>3</sup> )			129		J01=土砂 / J02=平均施工幅1m以上2m未満
CB210110	土砂等運搬			129		J01=標準 / J02=ハックホウ山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> ) / J03=土砂(岩塊・玉石混り土含む) / J04=有り / J10=17.5km以下
合計						

数量総括表

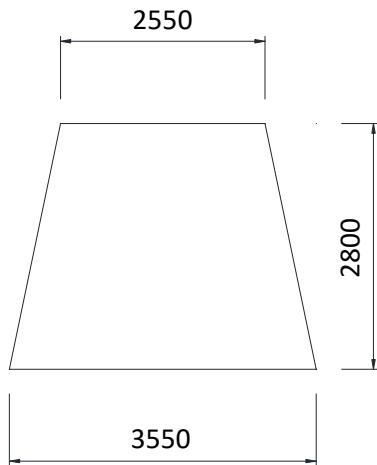
工種	規格・寸法	単位	数量	備考
産業廃棄物(土砂)処分				
1.分別作業	BH0.45m <sup>3</sup>	日	6	別添産業廃棄物処分数量計算書参照
2.バックホウ積込	BH0.45m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	129	別添産業廃棄物処分数量計算書参照
3.土砂等運搬	10t L=13.5km、DID有	m <sup>3</sup>	129	別添産業廃棄物処分数量計算書参照
4.建設発生土処理料	確認処分 土質検査無	m <sup>3</sup>	129	別添産業廃棄物処分数量計算書参照

## 産業廃棄物処分数量計算書

種別	略図計算式	数量
<b>産業廃棄物(土砂)処分</b>		
1.分別作業 BH0.45m <sup>3</sup>	土砂等運搬量　　日当り運搬量 129.80 / 20.00 m <sup>3</sup> /日 合計 =	6.49 日 6.0 日
2.バックホウ積込 BH0.45m <sup>3</sup>	産業廃棄物等体積計算表より　　変化率L 162.260 × 1 / 1.25 合計 =	129.81 m <sup>3</sup> 129.8 m <sup>3</sup>
3.土砂等運搬 10t L=13.5km DID区間有り	2.バックホウ積込より 129.81 合計 =	129.81 m <sup>3</sup> 129.8 m <sup>3</sup>
4.建設発生土処理料 確認処分、土質検査無	3.土砂運搬より 129.81 合計 =	129.81 m <sup>3</sup> 129.8 m <sup>3</sup>

## 産業廃棄物体積計算書

工種 産業廃棄物処分



### 計算式

産業廃棄物(土砂)	上底 ( 2.55 )	下底 + 3.55	高さ × 2.80	延長 / 2 × 19.00	=	162.260	m <sup>3</sup>

## 【本業務における特記仕様書の一覧表】

## 業務委託特記仕様書

本仕様書は、令和7年度 産業廃棄物処分業務委託に適用するものとする。

1. 受託者は、速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出すること。
2. 受託者が実施する測量、設計等に要する費用は準備費、技術管理費及び現場管理費に含まれているので別途計上はしない。
3. 受託者は、周辺住民に与える建設公害等を極力軽減するように配慮した上で資機材、建設発生土等の運搬経路、業務期間、業務方法等について十分に検討を行うものとする。
4. 受託者は、業務において道路施設に損傷等を与えた場合は速やかに監督員に連絡すること。
5. 運搬経路は、松輪入口交差点を通過しない経路を使用すること。
6. 受託者は、本業務実施にあたり公道、公共用地及び民有地等を利用して業務を行う場合は各所有者及び管理者の承諾を得なければならない。  
また、上記の用地を利用した場合、原則として業務完了後に受託者の責任において現況に復旧すること。
7. 建設廃材処理については、所定の様式に必要事項を漏れなく記載し提出すること。
8. 検査については、履行期限の1週間前までに受検することを原則とする。

# 建設廃棄物の取扱い及び建設副産物の適正処理・再資源化に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱い及び建設副産物の適正処理・再資源化に関する事項を定めるものである。

## I. 総則

### 1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当するもので次に掲げる行為をいう。
  - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
  - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (8) 建設リサイクル資材 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。

## II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

### 1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、再資源化等の中心的役割を担うものとして、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

#### 《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

#### 《下請契約》

- (3) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (4) 建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。

#### 《再生品の利用》

- (5) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
  - ア 道路等の舗装の路盤材は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく神奈川県県土整備局の指定するコンクリート塊等処理指定工場から再生碎石等を調達すること。
  - イ 道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。
  - ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

## 2 施工に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

### 《発生抑制》

(1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。

- ア 使用済コンクリート型枠の再使用
- イ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破碎による路盤材等への再生利用
- ウ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

### 《再資源化等》

- (2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再資源化施設等の搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。
- (3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として神奈川県県土整備局が指定するコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。
- (4) 建設発生木材等は、原則として神奈川県県土整備局が指定する事業者の指定施設へ搬入すること。
- (5) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り再資源化等に努めること。

### 《適正処理》

- (6) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (7) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
  - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。
  - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
  - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

## 3 施工の完了後に行う事項

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了した時は、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。

## 公共建設発生土処分に係る確認処分特記仕様書

1. 請負者は、再生資源の利用促進に関する法律に基づき、当該現場から発生する建設発生土の利用促進に努めなければならない。
2. 請負者は、関係法令を遵守し、安全性などを勘案のうえ、自らの責任において処分先を選定し、適切な施工を確認しなければならない。
3. 請負者は、自ら選定した処分地に建設発生土を搬入する場合は事前に別紙「様式1」により承認書を提出しなければならない。
4. 処分地が土砂条例を設けている市町村にあっては、条例に定められた所定の手続きを行なってから発生土の搬入を開始すること。
5. 請負者は、別添「建設副産物にかかる特記仕様書」に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書を提出すること。又、入力上の注意として施工条件の区分は「自由処分」、受入地の区分は「内陸処分（最終処分地）」とすること。
6. 請負者は処分地を選定する際、別添『最終処分地残土受入承諾書』及び処分地における事業認可の写し等、土砂受入れから最終処分までの過程を確認できる書類を添付し、また搬入土量の証明として伝票もしくは整理券等が発行できる処分地とすること。
7. 処分費については、以下の会社から1m<sup>3</sup>当りの金額について見積りを徴収した。  
(積算に採用している、処分費 1 m<sup>3</sup>当たりの金額については下記参照)  
又、以下の4社から見積り徴収時に確認届及び最終処分地残土受入承諾書を受理している為、提出の必要はありません。

1. (有)大早輝建材	横須賀市荻野15-3	046 (856) 6224
2. 田中石材土木(株)	横須賀市長坂3-10-13	046 (856) 1931
3. (有)川島	三浦市三崎町六合427	046 (881) 7776
4. (株)伊之崎	横須賀市長沢2-8-14	046 (848) 4921

### ・処分費

土質試験なし	1. 0 m <sup>3</sup> 当たり (税別) 9, 000 円	L=13.5 km
--------	---------------------------------------	-----------

# 最終処分地 残土受入承諾書

令和 年 月 日

三浦市長 ○○○○○ 殿

搬入者 ○○○○○市○○○○町○○番○○号  
○○会社 ○○○○○  
代表取締役 ○○○○○

受取人 ○○○○○市○○○○町○○番○○号  
○○会社 ○○○○○  
代表取締役 ○○○○○

1. 業務名（工事名） 令和○年度 ○○○○○○○○工事
2. 搬出場所 三浦市○○○○町地内
3. 搬入期間 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日まで

上記の工事（業務）について発生した残土を、受入れることを承諾いたします。

# 平面図



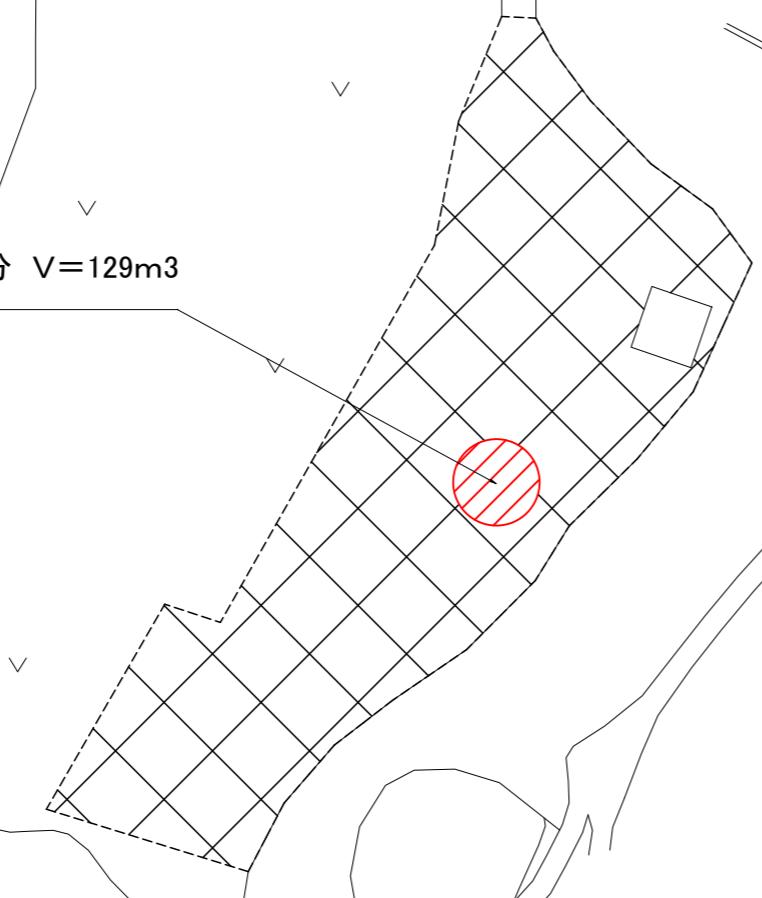
市道19号線

市道2396号線 市道2394号線

至松輪

至六合

産業廃棄物(土砂)処分  $V=129m^3$



業務名	令和7年度 産業廃棄物処分業務委託		
業務箇所	三浦市南下浦町金田地内		
図面名	平面図		
縮尺	S=1 : 700	図面番号	1/1
三浦市都市環境部土木課			